

改 正 案

現 行

別表第3

1～6の5 [略]

6の6 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域E地区

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。			28メートル						

別表第3

1～6の5 [略]

[新設]

6の7 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域F地区

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。			22メートル。ただし、東京都市計画高度地区による第3種高度地区の指定区域内における建築物の各部分の高度は、						

[新設]

